

組合員証等のカード化を実施

現在、世帯ごとに紙で交付されている組合員証等について、地方公務員等共済組合法施行規程の改正により、組合員等の利便性の向上等を図るため、組合員および被扶養者ごとに個人単位で交付するカード様式を導入します。

なお、このことから遠隔地被扶養者証は廃止されます。

1. 全国市町村職員共済組合連合会において統一的な対応

基本的な事項は統一し、共同購入等により費用を抑え、基幹システムにより対応する。

2. 実施時期

現行の組合員証の有効期限である平成18年9月末の証の更新時期に行う。

3. カードの材質

耐久性を考慮してプラスチックとし、偽造防止処理をする。

4. 住所の表記について

現行の組合員証は共済組合において住所を表記し、住所変更の都度、報告に基づき再発行しているが、カード化後は住所欄はカードの裏面となり、本人の自署とする。

5. カードの有効期限について

現行の組合員証は4年ごとの有効期限を付し、有効期限経過前に新しい組合員証と交換しているが、カード化後は一部を除き有効期限を付さない。

有効期限を付す場合

組合員被扶養者証…雇用保険失業給付の給付制限期間中

任意継続組合員証・被扶養者証…掛金納付済期間まで

高齢受給者証…老人保健該当（75歳）まで

6. カード化後の留意点

個人（組合員・被扶養者）単位の組合員証等（カード）となることから、組合員と被扶養者の同日受診が可能となることなど利便性を高めることができますが、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから、とくに盗難、紛失などがないように、これまで以上に組合員証等（カード）の管理を個人で十分に行っていただき大切に保管くださるようとくに留意願います。

見本

〇〇〇市町村職員共済組合 組 合 員 証 組 合 員 (組合員)	本人	平成〇〇年〇〇月〇〇日交付
記号 1 2 3 4 5	番号 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏 名	連 合 太 郎	性 別 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
発行機関所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
名 称	〇〇〇職員共済組合印	発行番号〇〇〇〇〇〇

〇〇〇市町村職員共済組合 組 合 員 被 扶 養 者 証 組 合 員 被 扶 養 者 (被扶養者)	家族	平成〇〇年〇〇月〇〇日交付
記号 1 2 3 4 5	番号 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏 名	連 合 花 子	性 別 女
組合員氏名	連 合 太 郎	
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
認定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発行機関所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
名 称	〇〇〇職員共済組合印	発行番号〇〇〇〇〇〇

注 意 事 項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保管してください。
- 保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で渡してください。
- 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

備考

注 意 事 項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保管してください。
- 保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で渡してください。
- 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

備考